



ラーバデックス® 1%

ラーバデックス® 1%は、イエバエ、ヒメイエバエ、サシバエなどのハエ幼虫の発育を阻害して駆除するハエ幼虫発育制御剤(IGR)です。

動物用医薬品

承認指令書番号	22動薬第3189号
販売開始	2009年6月
再審査結果	2017年12月



【成分及び分量】

本品100g中シロマジン1.0g含有

【効能又は効果】

産卵鶏舎内のハエの幼虫の駆除

【用法及び用量】

本剤の下記量を自動添加機を用いて鶏用飼料に均一に混じて28日間経口投与する。

産卵鶏飼料1トン当たりシロマジンとして、5g(5ppm)

(ラーバデックス1% ; 製剤として500g)

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、次の投与までの期間はハエの発育日数等により異なるが、鶏糞中に蛹の数が増加し始めたら本剤の投与を再開すること。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

(鶏に関する注意)

- ・本剤の投与前には健康状態について検査し、異常を認めた場合は投与しないこと。
- ・本剤は肉用鶏には投与しないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は多湿を避けること。
- ・使用后、残った薬剤は必ず保管場所に戻し、容器は封をしておくこと。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・本剤と他のトリアジン系殺虫剤を併用しないこと。
- ・本剤はハエ成虫に対する殺虫効果がないため、成虫駆除を目的として使用しないこと。
- ・本剤を飼料と混ぜ合わせる場合には均一に混合すること。
- ・使用済みの空容器等は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・飼料等に混合する際は、手袋、メガネおよびマスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちにトリアジン系の殺虫剤を使用した旨を医師に申し出て診察を受けること。
- ・使用した後、あるいは皮膚に付着したときは、手と顔を石けん水でよく洗い、水で十分うがいすること。なお、眼に入った場合は、直ちに水でよく洗い流すこと。

(鶏に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱い上の注意)

- ・用法用量どおりに使用した鶏の鶏糞から製造した堆肥を施肥した場合には、堆肥から作物にシロマジンが移行することはないと考えられるが、第三者に本剤を投与した鶏糞から製造した堆肥を供給する際にはシロマジンが含まれる可能性があることを知らせること。

注意－使用基準の定めるところにより使用すること

【製品情報お問い合わせ先】

エランコジャパン株式会社 製品お問い合わせ窓口

〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目15番1号

TEL: 0120-418-564

月～金/9時～12時、13時～17時(祝祭日及び会社休業日を除く)

製造販売業者(輸入販売元)

エランコジャパン株式会社

東京都港区赤坂四丁目15番1号

ラーバデックス、Elanco 及び  : エランコ又はその関連会社の商標です。

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

製造番号
(Batch nr)

使用期限
(Exp.date)



4 987817 608048